

初めての「それパク」 監修ものがたり

会員 西野 卓嗣

はじめに

このものがたりを始める前に、パテント誌の4月号の表紙裏面に掲載されたドラマ「それってパクリじゃないですか？」の放映に関する広告「私がなんで『それパク』の？」内の、私が書いた内容を少し引用し、その後監修の開始から台本作成までを話したいと思います。

まず、感じたことは、テレビドラマを作るということはどれだけ大変か、驚くべき数の人、物、お金を使うかということでした。

まず人ですが、完成した台本を見てビックリ。制作スタッフのリストに70名近くの名前がずらりでした。制作スタッフというのはプロデューサー（6名います）を筆頭に、演出、演出補、記録、制作主任、編成、著作権契約、宣伝、ホームページ…の人達をいい、その中に弁理士監修ということで私の名前も見つかりました。

次に技術スタッフのリストに40名近く、技術統括を筆頭に、ロケ技術、TD（テクニカルディレクター）、カメラ、照明、ミキサー、編集、音響効果、特殊視覚効果…がやはりずらりと並びます。

更に美術スタッフのリストにやはり40名近く、美術プロデューサー、美術デザイン、装飾、装置、衣装、スタイリスト、ヘアメイク、持道具、特殊効果、電飾、建具、ガラス、劇中料理…。

スタイリストやヘアメイクの中には、常盤貴子さん担当というのもありました。

ようするに、俳優、原作者、脚本家、音楽家、演出家等の主要なメンバー以外に150名ほどの人が活動しているのです。

私が親しくなったプロデューサーの一人は、こんなに大勢のスタッフがいるけれど全て自分の役割が明確なのだと言っていました。ようするに遊んでいる人は誰一人いないということでした。

われわれ視聴者は、テレビの前で何人かの俳優さんを目にするだけですが、その奥にこんなに大勢の人達が働いているなんて、お金も時間もかかるはずだ、とハッキリ認識できました。

また、私が監修をしていて強く思ったことは、テレビドラマはみんなで作っているということです。私は監修が仕事ですが、監修以外のことで友人や視聴者の方からいろんなコメントを頂くと、嬉しかったり、辛かったり、まるで全てが自分の責任のような錯覚に陥るのです。ですから視聴率は大変気になります。今までに経験したことのない感覚です。

私は企業に長年いて、みんなで仕事をする、という経験はある程度体感していましたが、このドラマ作りの一体感はいったい何だろう、と思いました。複数の人間がそれぞれ役割は違うけれど一定の目的をもって一緒に前進することの素晴らしさを教えてもらいました。事務所弁理士としてこれはなかなか体験できません。

監修を始めるきっかけ

私にその電話が突然かかってきたのは、2022年10月のある日でした。その時私は滅多に行かないカラオケスナックにいて「津軽海峡冬景色」を熱唱？している最中でした。

「あるテレビ会社が企業の知財をテーマにしたドラマをつくるので監修をしてくれませんか」と。

それは関西の某有名大学法学部の女性教授からでした。

当初、東京ではなく神戸の弁理士である私に監修を依頼してくるということは、関西の地方局が制作するドラマで、1～2時間で完結するものなのだろうと軽く考えていました。また今までテレビドラマの制作にタッチしたこ

とのない私の好奇心がむくむくと頭をもたげ、直ちにOKをしてしまいました。

その教授とは10年以上前に、共に弁理士試験の口述試験の試験委員をしていて、一緒に机を並べ受験生と対峙していたことがありました。その際、いろいろな話をしましたが、私がある会社の執行役員で知財本部長をしていることにも触れていたと思います。

しかしそのように軽く考えていた私が、如何に大きな過ちを犯したかに気付くまでに、それほど時間はかかりませんでした。

そのテレビ局というのは日本テレビで、それは4月から毎週水曜日のゴールデンタイムに、10回にわたって全国放映をする連続ドラマだということじゃないですか。もうビックリでした。

私には、知的財産制度全般に関することと、企業内における知的財産の取り扱いの実情などについての監修をしてほしいとのことでした。

そのときは、まあそれならできるかなと思いましたが、実はそんな簡単なことではなかったということをその後すぐ思い知らされました。

内容はというと、小説家の奥乃桜子さん執筆による、集英社オレンジ文庫の「それってパクリじゃないですか？」を原作とするテレビドラマだということでした。

その教授の教え子がこのドラマ制作を担当していた関係で、私のところに話が回ってきたようでした。あとでわかったことですが、その教え子はまだ20歳代の若者でなかなか優秀な好青年でした。

1冊の単行本の内容を10話に増幅するのは、脚本家です。先ず私はその脚本の原稿を読んで驚きました。知財の素人がここまで書けるか！！と。本当に素晴らしい。その脚本家は丑尾健太郎さんといって下町ロケット、ノーサイド・ゲーム、半沢直樹など著名な作品の脚本を書いている人でした。

私は、それほど著名なドラマの脚本家なら、どんなにかすごい人かなと思っていたら、40歳半ばで折り目正しく物腰のやわらかな、なかなか素敵な人でした。

ここで思いました。脚本家は弁理士に似ていると。

弁理士は発明の原石を磨き上げて最終的に特許権というものに仕立て上げ、その特許権の活用を手助けすることを生業にしている。私は企業に在籍している間は、特に社外に対する権利活用に力を入れてきました。

脚本家も原作を磨き上げて脚本にし、テレビドラマとして世に送り出す手助けをするのを生業にしている。弁理士と全く同じではないか、と。

一般の人が弁理士にあまり目を留めなかったように、私もエンドロールに出てくる脚本家については今までは全く無視していましたが、最近はしっかり見えています。監修者がいればその人の名前も。

なお、当初は、私が企業内弁理士として体験した数々の本格的な特許係争を数話にわたって放送してもらいたかったのですが、その点は原作重視という観点からでしょうか、採用されませんでした。

結果的には、私から見れば比較的軽い事件が各話で完結するという形になりましたが、一般の視聴者に見ればその方が気軽に見ることができたのかもしれません。

監修を始めて

それから私の苦悩する日々が始まりました（この原稿を書いている今も苦悩中です）。圧倒的多数の知財を知らない人に興味をもって見てもらいたい。さりとて少数でしょうが知財の専門家が見ても法律的に正しくなければなりません。

また、企業内において実行される新製品の企画、開発、製造、販売活動とその各段階における知的財産との関係。突然、他社から侵害訴訟を提起されたら自社内ではどう対応するかや、自社特許権を侵害している他社製品をどのように見つけ、権利行使を行うか、その実態とも乖離してはいけないのでなかなか難しいのです。

ですから監修を開始して、一番初めにとまどったことは「正確性」と「なじみよさ」とのはざままで揺れ動いたことでした。

テレビドラマの制作者はやはり「なじみよさ」を重視します。一方、弁理士である私としては「正確性」は後退

させられない、と思います。

例えば、最初の台本の原稿に「特許申請」なる言葉が多数出てきましたが、特許法の中にこの語はありません。しかし一般の視聴者はこの言葉に何の疑問も違和感も抱かないばかりか、この「特許申請」の方が「特許出願」よりもなじみがあると言われました。そうするとここでまず悩むのです。

視聴者になじみがあるからと言って、しかし特許法に全く出てこない言葉を頻繁に使うのは流石に監修者としてもつらいので、俳優さんにも発音しにくいであろうと思われましたが、「特許出願」に直してもらいました。

一方、正確には「特許権侵害」や「商標登録出願」であるはずのところ、俳優さんは「特許侵害」や「商標出願」と簡単に発言しています。これは一部を省略しただけで不正確とまではいう必要がないので、また一般の視聴者の方々はその方が聞きやすそうなので、そのままにしました。

こんなことは、あまり大したことではないのではないかと、思われるかもしれませんが、私の中では相当考えました。なにせテレビドラマを見てくださる方は、数百万人になり、しかも10話までであるとなると、その影響は決して小さくないと思うからです。

【第1話】

ここでは、あまり一般的ではない冒認出願が出てきて少し驚かれた方も多いでしょう。原作がそうなのですが。

我々日頃知財にかかわっている者でさえも、冒認出願に関連する事件にはあまり遭遇しません。ましてや一般の人にとっては全くなじみがないでしょう。最初からなんとレアなテーマが出てきたもんだ、と多くの方が思われたでしょう。

しかし、よく考えたら「パクリ」って、模倣もそうかもしれませんが、やはり何と言っても他人の発明をパクって自分のものにする、これ「パクリ」そのものじゃないでしょうか。作家の目から見ても、冒認出願が一番「パクリ」にぴったりきたので最初に出てきたのではないかと推測しています。

ただ冒認出願については、平成23年の特許法改正により特許権移転請求制度（74条）が導入されましたので、月夜野ドリンクが特許出願をしていることを前提として、特許権移転請求訴訟が提起できることを最後に入れてもらいました。これは原作にはなかったのですが。

さらに、月夜野ドリンクの社長が講演をする場面がありましたが、あれは当初受講者全体の前で社長がキラキラボトルの詳細について話し、それを聞いたハッピースマイルの社員がこっそり特許出願をする形になっていました。しかしそれでは公知になってしまい実質的に冒認とは違ってしまいます。そこでこれも苦しかったのですが、講演の後でこっそりハッピースマイルの社員が月夜野ドリンクの社長から発明の内容を聞き出し、そのシーンがビデオにたまたま映っていた、ということにしてもらったのです。

そんなこんなで、第1話の台本は初稿から最終稿まで9回書き直されました。勿論私がチェックしたところばかりでなく、脚本家は特に第1話は何度も何度も書き直しをするのです。ここでも脚本家の仕事の大変さがよくわかりました。

【第2話】

原作にも出てくるのですが、「緑のオチアイさん」と「緑のお茶屋さん」が類似の商標ということになっていきます。台本の原稿を読んだだけでは、両商標が類似するとは思えないので何とか類似するようお願いしました。そうしたら、小道具さんが色やラベル全体を含め似ているように作ってくれました。しかも、月夜野ドリンクの「緑のお茶屋さん」のロゴの変遷に伴い、落合製菓の「緑のオチアイさん」も変化していくようにして、「不正な目的」を表現してもらいました。

また、パロディ商標では当初「PUMA（登録商標）対 KUMA」事件や、「フランク ミューラ（登録商標）対 フランク 三浦（登録商標）」事件のように、判決が出ているものを例として挙げようかと思ったのですが、結局判決は出ていませんが視聴者の方の認知度を考慮して「白い恋人（登録商標）VS 面白い恋人」事件を使いました。

【第3話】

ある特許のクレームが「A、BおよびC」という例が出てきました。これは侵害事件の中で出てくる一番基本的な議論ですので、これはぜひ一般の視聴者に知ってもらいたかったので、私が提案をしました。

ここでは「A、BおよびD」は非侵害という設定になっていて、ここまではいいのですが、更にCが乳製品で、Dがライスマルクの場合でもほんとに非侵害と言い切れるのか、を問いたいところだったのです。即ち均等論の考え方を取り入れたかったのですが、そこは一般視聴者にわかりにくい、ということで最終的にカットされました。

一般の視聴者目線を考えるとなかなか難しいですね。

【第4話】

また、カットされたということでは、こんなこともありました。この第4話の台本ができる大分前、この台本の構想段階で、制作関係者から商標登録願を1件作成するのに西野先生なら何日かかりますか、3日ですか、1週間ですか、と聞かれたことがありました。そこで、願書を作成するならば私は1時間もかかりませんよ、と答えてしまいました。出願前の事業戦略、それに使用しようとする商標の調査、選定や指定商品の選択について検討する時間を入れず、単に願書の作成時間のことを言ってしまったのです。

そしたら、ある日、台本の原稿に、上司の北脇が亜季に「商標登録の願書を作成しなさい。紙っぺら1枚だから私には1時間もかからないけれど、君にはどのくらいかかるかね」というようなセリフが書いてあってびっくりしました。

私としては、それをそのまま一般の視聴者が見たら、誤解を与えてしまい、出願代理を生業としている弁理士に対して間違った印象を与えることになるおそれがあると思いました。そこで、そのセリフに「出願前の事業戦略、それに使用しようとする商標の調査、選定や指定商品の選択について十分検討するというような、基本的な時間を除けば1時間もかからない」と変更してほしい、と要請しました。そうしたら、その部分はすべてカットされてしまいました。このような持って回ったセリフでは、視聴者はチャンネルを変えてしまうと判断されたのでしょうか。しかし「1時間もかからない」とのワードだけが独り歩きをすることがなく、ほっとした次第です。

またこんなこともありました。第1話から第3話までの台本では、月夜野ドリンクの社長のセリフは標準語で書かれていましたが、第4話から突然関西弁になったのです。

それと同時に第1話から第3話までの台本の社長のセリフも、全て関西弁に変えられていました。

どうしてそうなったのかとプロデューサーに聞いたら、第3話の台本ができる頃まで、社長になる俳優が決まらなかったから、とりあえず台本のセリフは標準語で書いたのだということだったのです。しかし、最近になって社長役の俳優が決まり、関西の人がやることになって、その結果遡って1話からは関西弁になったということなのです。その俳優はドラマを見た方ならお判りでしょうが、赤井英和さんだったのです。

なるほど、と思いました。しかし、俳優に合わせて台本のセリフを変えることもあるのだ、と初めて知りました。

以上



監督の書き込みがされた台本。撮影現場ではこの台本が使われる